

○上天草市立上天草総合病院看護師等修学資金貸与条例

平成16年3月31日条例第190号

改正

平成19年3月26日条例第25号

平成25年12月26日条例第39号

上天草市立上天草総合病院看護師等修学資金貸与条例

(趣旨)

第1条 この条例は、看護師、保健師、助産師及び補助医療職（以下「看護師等」という。）の養成課程に在学する者に修学資金を貸与し、もってこれらの者の修学を容易にすることにより市立上天草総合病院の看護師等の充実に資するものとする。

(貸与する対象者)

第2条 修学資金貸与の対象者となる者は、看護師等の養成課程に在学する者のうち病院事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認めた者とする。

(修学資金貸与の額)

第3条 貸与する額は、月額4万円とする。

(貸与方法及び利子)

第4条 修学資金は、無利子とする。ただし、正当な理由がなく奨学金の返済が遅延した場合は、管理者は、上天草市税の例により延滞金を徴収することができる。

(保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人2人を立てなければならない。保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帶して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除及び貸与の停止)

第6条 管理者は、貸与を受ける者（以下「修学生」という。）が修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 管理者は、修学生が休学し、又は停止の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。

(返還の債務の免除)

第7条 管理者は、修学生が次に掲げる事項に該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 看護師等の養成課程を卒業後、疾病その他やむを得ない理由により業務に従事できなかつ

た期間を除き、引き続き修学資金の貸与を受けた期間市立上天草総合病院に従事したとき。

- (2) 前号に規定する業務従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還)

第8条 修学資金は、修学生に次に該当する理由が生じた場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還しなければならないものとする。

- (1) 修学資金の貸与契約が解除されたとき。
(2) 看護師等の養成課程を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得しなかったとき。
(3) 看護師等の免許取得後、直ちに市立上天草総合病院において業務に従事しなかったとき。

(委任)

第9条 この条例に定めるものほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の龍ヶ岳町立上天草総合病院看護婦等修学資金貸与条例（昭和40年龍ヶ岳町条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それこれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月26日条例第25号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第39号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上天草市税外収入金に係る督促手数料及び滞納金徴収条例、上天草市介護保険条例、上天草市営住宅条例、上天草市公共下水道事業受益者分担に関する条例、上天草市奨学金貸与条例、上天草市立上天草総合病院看護師等修学資金貸与条例及び上天草市後期高齢者医療に関する条例の規定は、督促手数料及び滞納金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。